

前回部会以降において説明が求められた事項について

令和元年 5 月 31 日
総務省政策統括官室

1 調査方法の変更

- ① 丁 3 調査の回収率が、大きく変動している月があるが、その理由は何か。民間委託前にも同様の事例はあったのか。
- ② 調査区（エリア）調査によって、これまでどれくらい新規の事業所が捕捉されているのか。
- ③ 民間委託に移行した丙・丁調査において、公表後に結果数値の修正に至った例、公表が遅延した例は生じていないか。
- ④ 2019年から実施される経済センサス - 基礎調査の結果、新しく商業事業所として把握された事業所は、それ以降の商業動態統計調査の標本対象にはならないのか。

2 調査対象の範囲の変更（裾切りによる影響等）

- ① 裾切りをする必要性、メリットは何か。裾切りを導入する理由として、乙調査の回収率の問題があるのであれば、その資料を提出してほしい。
- ② 現在の従業者規模で裾切りを行うとの結論に至るまで、売上高等、他の指標の利用についても検討する等、どのような検討をしてきたのか。
(最終的な結論に至る途中経過を説明して欲しい。)
- ③ 卸売業・小売業の全体は、どういう動きとなっているか。
- ④ 商業は非常に金額が大きいため、比率だけではなく実額ベースでの影響検証が重要である。伸び率が 1%異なっただけでも、販売額にすれば数兆円規模で変化する可能性がある。裾切り前と裾切り後で実額ベースでどの程度差があるのかがわかる資料も出して欲しい。
- ⑤ 裾切りの導入の妥当性を検証する際には、推計の方法も考慮する必要がある。仮に、裾切りを行う場合、推計はどのように行うのか。

3 報告者の見直し

- ① 「商業動態統計調査は、商業統計調査又は経済センサス - 活動調査を母集団とした標本調査」とあるが、商業統計調査や経済センサス - 活動調査が実施される都度、標本を抽出する際の「母集団名簿」や「ベンチマーク」などを更新しているのか。
(商業統計調査は、2002年、2004年、2007年、2014年に実施され、経済センサス-活動調査は、2012年、2016年に実施されている。)
- ② 毎年（月）の商業動態統計調査の標本は、どのような名簿から、どのようなウェ

イトで抽出されているのか（例えば、2018年の商業動態統計調査の標本抽出には、2016年経済センサス - 活動調査の結果も反映されているのか、事業規模等のウェイトはいつ時点のものか。）。

- ③ 新たに把握された事業所や廃止された事業所は、いつの商業動態統計調査から標本抽出の対象名簿に反映されるのか。例えば、資料1-1「諮問第129号の概要」の4ページに、「2015年7月～2017年6月の間は、経済センサス - 活動調査を母集団とした」とあるが、2014年経済センサス - 基礎調査で新たに把握された事業所は、標本対象にはならないのか。

4 その他（水準の調整について）

- ① 「水準修正」とは、経済センサス - 活動調査の行われた時点の水準修正を意味するのか、それとも過去遡及の水準修正を意味するのか。

- ② 「平成24年（2012年）経済センサス - 活動調査の結果を用いた水準修正については、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響を考慮して、中止」とあるが、それ以外（2002年、2004年、2007年、2014年の商業統計調査実施）のときは、どのように、公表数値の遡及訂正を行ったのか。

また、上記の「表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響」とは、具体的にどのようなことを想定したのか。

- ③ 「平成24年経済センサス及び平成28年経済センサスと本調査結果・推計結果との差異は下記別添6-2【資料集p77】のとおり。平成24年経済センサス（卸売業・小売業）の第4表でみると小売業のかい離率が18.3%と高い一方、平成28年の卸売業は27.3%と大きくなっている。従って、水準修正を実施しないという判断に変わりはない。」とあるが、全数調査である経済センサス - 活動調査の方が真の値に近いと考えられることから、たとえ乖離幅が大きくても、水準修正を実施すべきではないか。

また、水準修正を行わないと、経済センサス - 活動調査と商業動態統計調査の乖離幅が蓄積して、どんどん大きくなるのではないか。

- ④ 最終行に「(回答) 経済センサス - 活動調査とのかい離の状況を見て判断するが、実施する予定である。」とあるが、どういう意味か。
- ⑤ 商業動態統計調査と経済構造実態調査の関係はどう整理されているのか。商業統計調査が経済構造実態調査に組み込まれて、毎年実施されるようになるが、その際に、経済構造実態調査と商業動態統計調査の乖離はどのように処理するのか。